

東京医科歯科大学入学料及び授業料免除 並びに徴収猶予に関する選考基準

（平成16年 6月 4日
学生委員会 決定）

（趣旨）

第1 東京医科歯科大学入学料及び授業料等免除並びに徴収猶予取扱規則（平成16年規則第190号。以下「規則」という。）に基づく入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予の対象者の選考については、この基準の定めるところによる。

（選考の方法）

第2 規則第2条第2項及び第3条第1号並びに第11条第1号及び第12条第1号に掲げる者の選考は、第3の家計基準及び第4の学力基準のいずれにも該当する者の中から行うものとする。

2 規則第2条第1項各号及び第3項各号、第3条第2号及び第3号、第11条第4号及び第5号並びに第12条第3号及び第4号に掲げる者の選考は、第3の家計基準に該当する者の中から行うものとする。

（家計基準）

第3 経済的理由の認定は、総所得金額が別表第1の収入基準額表に定める収入基準額（以下「基準額」という。）以下の者について行うものとする。

2 長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯等家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が基準額を超える場合であっても、その超える額が基準額の10%以内の者については、基準額以下の者と同様に取扱うことができるものとする。

3 総所得金額の算定は、別紙の総所得金額の算定方法によるものとする。

（学力基準）

第4 学業優秀の認定は、別表第2の学年別成績評価基準表によるものとする。

附 則

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学授業料免除に関する選考基準（平成12年2月14日学生委員会決定）は廃止する。

別表第2(第4関係)

学 年 別 成 績 評 価 基 準 表

(1) 医学部医学科・歯学部歯学科

学 年	成 績 評 価
第1年次	高等学校の成績平均値が 3.5 以上、又は入学試験の成績が入学者の上位 1/3 以内であること。
第2年次	第1年次の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。
第3年次	第1・2年次の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。 また、第3年次に編入学した者については、編入学試験の成績が入学者の上位 1/3 以内、又は出身学校の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。
第4年次	第3年次の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。 ただし、前期にあつては 60%以下の者であっても、第1・2年次の成績を考慮し、修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超える者にあつては、免除等の対象とすることができる。
第5年次	第3・4年次の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。
第6年次	第3・4・5年次の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。

備 考

1. 第2年次以上に在学する者については、前年次までの標準修得単位数を修得していなければならない。
2. 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、上記に関わらず、第1年次にあつては高等学校の成績平均値が 3.2 以上、又は、入学試験成績が入学者の上位 1/2 以内であり、第2年次以上にあつては各学年の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 50%程度以上であれば、免除等の対象とすることができる。

また、第3年次に編入した者についての入学年度にあつては、編入学試験の成績が入学者の上位 1/2 以内、又は、出身学校の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 50%程度以上であれば、免除等の対象とすることができる。

(2) 医学部保健衛生学科・歯学部口腔保健学科

学 年	成 績 評 価
第1年次	高等学校の成績平均値が 3.5 以上、又は入学試験の成績が入学者の上位 1/3 以内であること。
第2年次	第1年次の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。
第3年次	第2年次の修得単位合計の内、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。 また、第3年次に編入学した者については、編入学試験(医学部保健衛生学科においては各専攻)の成績が入学者の上位 1/3 以内、又は出身学校の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。
第4年次	第3年次の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 60%を超えること。

備 考

1. 第2年次以上に在学する者については、前年次までの標準修得単位数を修得していなければならない。
2. 母(父)子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、上記に関わらず、第1年次にあつては高等学校の成績平均値が 3.2 以上、又は、入学試験成績が入学者の上位 1/2 以内であり、第2年次以上にあつては各学年の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 50%程度以上であれば、免除等の対象とすることができる。

また、第3年次に編入した者については、編入学試験(医学部保健衛生学科においては各専攻)の成績が入学者の上位 1/2 以内、又は、出身学校の修得単位合計のうち、「優」と「良」の取得が 50%程度以上であれば、免除等の対象とすることができる。

(3) 大学院博士課程

学 年	成 績 評 価
第1年次	大学学部又は大学院博士前期課程(修士課程)における修得単位(科目)合計のうち、「優」と「良」の取得が 50%を超え、又は入学試験の成績が入学者の上位 1/3 以内であること。
第2年次	第1年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により相当優秀と認めること。
第3年次	第1・2年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により相当優秀と認めること。

第4年次	第1・2・3年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により相当優秀と認めること。
------	---

備考

1. 第2年次以上に在学する者については、前年次までの標準修得単位数を修得していなければならない。
2. 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、上記に関わらず、第1年次にあつては大学学部又は大学院博士前期課程(修士課程)における修得単位(科目)合計のうち、「優」と「良」の取得が45%以上、又は入学試験の成績が入学者の上位1/2以内であり、第2・3年次にあつては各前年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により優秀と認め、第4年次にあつては、第1・2・3年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果により優秀と認めれば、免除等の対象とすることができる。

(4) 大学院修士課程及び博士前期課程

学 年	成 績 評 価
第1年次	大学学部における修得単位(科目)合計のうち、「優」と「良」の取得が50%を超え、又は入学試験の成績が入学者の上位1/3以内であること。
第2年次	第1年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により相当優秀と認めること。

備考

1. 第2年次以上に在学する者については、前年次までの標準修得単位数を修得していなければならない。
2. 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、上記に関わらず、第1年次にあつては大学学部における修得単位(科目)合計のうち、「優」と「良」の取得が45%以上、又は入学試験の成績が入学者の上位1/2以内であり、第2年次にあつては第1年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により優秀と認めれば、免除等の対象とすることができる。

(5) 大学院博士後期課程

学 年	成 績 評 価
第1年次	大学学部又は大学院博士前期課程(修士課程)における修得単位(科目)合計のうち、「優」と「良」の取得が50%を超え、又は入学試験の成績が入学者の上位1/3以内であること。

第2年次	第1年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により相当優秀と認めること。
第3年次	第1・2年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により相当優秀と認めること。

備考

1. 第2年次以上に在学する者については、前年次までの標準修得単位数を修得していないなければならない。
2. 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、上記に関わらず、第1年次にあっては大学学部又は大学院博士前期課程(修士課程)における修得単位(科目)合計のうち、「優」と「良」の取得が45%以上、又は入学試験の成績が入学者の上位1/2以内であり、第2年次にあっては第1年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果の進捗状況等により優秀と認め、第3年次にあっては、第1・2年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が研究能力及び研究成果により優秀と認めれば、免除等の対象とすることができる。

別表第1(第3関係)

収入基準額表

1. 入学料免除等収入基準額表

(学部)

区 分		
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程及び博士前期課程)

区 分		
世帯人員	1人	1,820,000円
	2人	2,900,000円
	3人	3,340,000円
	4人	3,640,000円
	5人	3,930,000円
	6人	4,120,000円
	7人	4,320,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院博士課程及び博士後期課程)

区 分		
世帯人員	1人	2,540,000円
	2人	4,040,000円
	3人	4,670,000円
	4人	5,070,000円
	5人	5,480,000円
	6人	5,740,000円
	7人	6,020,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(歯科技工士学校及び歯科衛生士学校)

区 分		
世帯人員	1人	1,340,000円
	2人	2,140,000円
	3人	2,480,000円
	4人	2,700,000円
	5人	2,910,000円
	6人	3,060,000円
	7人	3,200,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに140,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

2. 授業料免除等収入基準額表

(1) 全額免除に係る収入基準額表

(学部)

区 分		
世帯人員	1人	880,000円
	2人	1,400,000円
	3人	1,620,000円
	4人	1,750,000円
	5人	1,890,000円
	6人	1,990,000円
	7人	2,070,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに80,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程及び博士前期課程)

区 分		
世帯人員	1人	960,000円
	2人	1,520,000円
	3人	1,770,000円
	4人	1,920,000円
	5人	2,080,000円
	6人	2,170,000円
	7人	2,260,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに90,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院博士課程及び博士後期課程)

区 分		
世帯人員	1人	1,320,000円
	2人	2,120,000円
	3人	2,450,000円
	4人	2,660,000円
	5人	2,880,000円
	6人	3,020,000円
	7人	3,150,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに130,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(歯科技工士学校及び歯科衛生士学校)

区 分		
世帯人員	1人	710,000円
	2人	1,120,000円
	3人	1,300,000円
	4人	1,410,000円
	5人	1,520,000円
	6人	1,610,000円
	7人	1,680,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに70,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(2)半額免除に係る収入基準額表

(学部)

区 分		
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程及び博士前期課程)

区 分		
世帯人員	1人	1,820,000円
	2人	2,900,000円
	3人	3,340,000円
	4人	3,640,000円
	5人	3,930,000円
	6人	4,120,000円
	7人	4,320,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院博士課程及び博士後期課程)

区 分		
世帯人員	1人	2,540,000円
	2人	4,040,000円
	3人	4,670,000円
	4人	5,070,000円
	5人	5,480,000円
	6人	5,740,000円
	7人	6,020,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(歯科技工士学校及び歯科衛生士学校)

区 分		
世帯人員	1人	1,340,000円
	2人	2,140,000円
	3人	2,480,000円
	4人	2,700,000円
	5人	2,910,000円
	6人	3,060,000円
	7人	3,200,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに140,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別紙

総所得金額の算定方法

総所得金額とは、申請者の属する世帯（私費外国人留学生及び大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者にあつては本人のみ）の1年間の総収入金額（本人が奨学金を受けている場合はその金額を合算した額）から、（1）の必要経費、（2）の特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、1年間の総収入金額は、申請の前年1年間の額（奨学金は、申請の前年度1年間に実際に受けた額を、申請の前年1年間の額とみなすこと。）によることとし、これにより難しい場合は、日本学生支援機構の取扱を準用する。

（1）必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取扱う。

①給与所得

給料、賃金、歳費、年金、賞与、雇用保険及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって得られた金額を控除する。

1) 収入金額が104万円以下のものは収入金額と同額とする。

2) 収入金額が104万円を超え200万円までのもの

$$\text{収入金額} \times 0.2 + 83 \text{万円}$$

3) 収入金額が200万円を超え653万円までのもの

$$\text{収入金額} \times 0.3 + 62 \text{万円}$$

4) 収入金額が653万円を超えるもの

$$258 \text{万円}$$

（注）

1. 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2. 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

②給与所得以外の所得

確定申告等により必要経費と認められた額を控除する。

なお、臨時的な所得（退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得）は、入学料免除等については、当該入学料免除等実施前1年間における収入のみを総収入金額に算入するものとする。授業料免除等については、当該授業料免除等実施前6月間における収入のみを総収入金額に算入するものとする。

(2) 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額	
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	①母子・父子世帯 であること。	490,000 円	
	②就学者のいる世帯 であること。	小学校児童1人につき	80,000 円
		中学校及び中等教育学校の 前期課程生徒1人につき	160,000 円
		国・公立高等学校及び 中等教育学校の後期課程 生徒1人につき	自宅通学 280,000 円 自宅外通学 470,000 円
		私立高等学校及び中等教 育学校の後期課程生徒 1人につき	自宅通学 410,000 円 自宅外通学 600,000 円
		国・公立高等専門学校 学生1人につき	自宅通学 360,000 円 自宅外通学 550,000 円
		私立高等専門学校学生 1人につき	自宅通学 600,000 円 自宅外通学 800,000 円
		国・公立大学学生 1人につき	自宅通学 590,000 円 自宅外通学 1,020,000 円
私立大学学生 1人につき		自宅通学 1,010,000 円 自宅外通学 1,440,000 円	
国・公立専修学校高等 課程生徒1人につき		自宅通学 170,000 円 自宅外通学 270,000 円	
私立専修学校高等課程 1人につき		自宅通学 370,000 円 自宅外通学 460,000 円	
国・公立専修学校専門 課程生徒1人につき		自宅通学 220,000 円 自宅外通学 620,000 円	
私立専修学校専門課程 生徒1人につき		自宅通学 720,000 円 自宅外通学 1,120,000 円	
③障害者のいる世帯 であること。		障害者1人につき 860,000 円	
④長期療養者のいる世帯 であること。		療養のため経済的に特別な支出をしている金額。	
⑤主たる家計支持者が別居して いる世帯であること。		別居のため特別に支出している金額。 ただし、710,000 円を限度とする。	
⑥火災、風水害、盗難等の被害を 受けた世帯であること。		日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額	

	⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき380,000円 なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。
B 本人を対象とする控除		(大学・大学院・短大) 自宅通学 280,000円 自宅外通学 720,000円 (高等学校及び中等教育学校の後期課程) 自宅通学 190,000円 自宅外通学 380,000円 (高等専門学校) 自宅通学 210,000円 自宅外通学 420,000円 (専修学校専門課程) 自宅通学 200,000円 自宅外通学 600,000円 (専修学校高等課程) 自宅通学 120,000円 自宅外通学 230,000円

備考

1. A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。
2. A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除(国立学校に係るもの)は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合はB欄の金額と授業料納入金額との合計額がA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。
3. 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。
4. A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。